

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	220,000千円 H27.3.31まで	H27.2.12 モロニで (同日)	日本側 細谷龍平在コモロ 大使 側 スルディンヌ・ フランヌ外務・協力省担 当副大統領	H27.2.25 51号
コモロ	食糧援助に関する日本国政府と コモロ連合政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	230,000千円 -----	H27.11.26 アンタナ ナリボ(マ ダガスカル) で (同日)	日本側 細谷龍平在コモロ 大使 側 カービ・エリヤ コモカルト・モハメット在 マダガスカル 使	H27.12.7 425号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。